

## 報酬の決定方針と手続き

### 【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、) 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

### (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

#### 【報酬方針】

当社の取締役報酬は、大和ハウスグループのパーパスに共感し、「生きる喜びを分かち合える世界」の実現に向けた中長期的な事業価値・社会価値創出に貢献する人材に対し、担う役割や貢献の大きさに報いる制度としております。

短期的には、事業価値創出に向けた短期財務目標の達成に加え、持続的な成長を実現する為に足元で推進すべき人的資本の価値向上・組織力強化に対する取組みを喚起する制度としております。

中長期的には企業価値の持続的な向上に加え、「生きる喜びを分かち合える世界」の実現に向けた社会価値の創出に向けた取組みを動機付ける制度としております。

#### 【報酬決定の手続】

当社は、役員報酬の内容及び支給額の決定に関し、その決議に係るプロセスの独立性・客観性を確保するため、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長も独立社外取締役とする報酬諮問委員会での協議を経て取締役会にて決定します。

役員報酬のうち年次賞与は、当該事業年度の実績に対する取締役への支給額について株主のみなさまの意思をお諮りすべく、毎年の株主総会議案に上程します。

なお、個別の支給額は取締役会決議により、報酬諮問委員会での協議を経て代表取締役社長または代表取締役会長に決定を一任することとしており、プロセスの独立性・客観性を確保しています。

#### <報酬諮問委員会における審議事項>

- ・ 取締役の報酬等に関する方針
- ・ 取締役の報酬制度
- ・ 取締役の報酬額

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

### 【報酬制度の目的及び内容】

当社の役員報酬制度を構成する各要素の目的及び内容は、下記に記載のとおりです。

#### <固定報酬>

すべての取締役及び監査役を支給対象とし、経営の監督・業務の執行において「職責を果たす」ことへの対価として、担う役割・責任の大きさに応じた固定報酬（監督給及び執行給）を金銭にて支給いたします。退任時の慰労金は支給していません。

なお、株主総会決議により、取締役の報酬限度額は月額 7,000 万円、監査役の報酬限度額は月額 1,800 万円です。

#### <年次賞与>

業務執行取締役を支給対象とし、短期財務目標（営業利益・ROIC）の達成及び人的資本の価値向上・組織力強化等の短期非財務目標達成に対するインセンティブとして、当社が定めた短期財務・非財務目標の達成度に応じた報酬額を金銭にて業績連動報酬として支給いたします。また、当該事業年度の実績に対する役員への支給総額について株主の皆様のご意思をお諮りすべく、毎年の株主総会に議案を上程しております。

#### <株式報酬>

取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図るため、株式報酬として以下の2種類の株式報酬を支給します。

##### （1）事後交付型譲渡制限付株式報酬

株価を意識した経営へのコミットメントを促すために支給します。

中期経営計画期間における各事業年度において、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、当社株式を交付する制度です。

##### （2）業績連動型譲渡制限付株式報酬

ESG 経営へのコミットメントを促すために支給します。

中期経営計画期間における各事業年度において、当社が定めた環境指標の達成度合に応じて当社株式を交付する制度です（KPI：第7次中期経営計画に定める環境指標）。

### 【支給額の決定】

支給額については、上記の方針に則するとともに、より中長期的な企業価値向上へのインセンティブとなる株式報酬につき、業務執行取締役の報酬全体のうち 20%程度を確保するよう努めます。

なお、各業績連動報酬の支給額の決定方法は以下のとおりです。

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

### <年次賞与>

事業年度における連結経常利益の0.5%以内で支給します。個別の支給額は、当社が重点を置くべき項目（売上・利益等の定量的要素に加え、経営基盤強化等の定性的要素）を指標とし、総合的な考慮のもとに決定しています。

### <株式報酬>

#### （1）事後交付型譲渡制限付株式

取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を支給対象とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的に、対象取締役の職務執行期間である定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）満了後、株式にて譲渡制限付株式を交付するものです。本制度は2022年6月29日開催の第83期定時株主総会の決議により導入し、翌期以降の役員報酬に追加いたします。

本制度は、対象取締役が役務提供期間中、継続して当社の取締役の地位（以下「取締役の地位」という。）にあったことを条件として、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。その発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又はその他これに準ずる地位（以下「役職員等の地位」という。）を退任又は退職した直後の時点までの譲渡制限について定めた譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしていたします。

本制度において各対象取締役に対して支給する株式数は、基準となる株式数（本制度において、以下「基準交付株式数」という。）に、在任期間に応じて定められた係数（以下「在任期間係数」という。）を乗じた株式数を、役務提供期間満了後に支給いたします。

ただし、当社の単年事業年度（以下「業績評価期間」という。）終了後、最初に開催される定時株主総会の日（以下「権利確定日」という。）までに任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を除く。）、又は、権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を含む。）は、退任後一定期間内に金銭を支給いたします。

#### ①本制度における金銭報酬債権の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度に基づき、対象取締役に対して最終的に交付される株式数（本制度において、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

### ②最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準交付株式数に、在任期間係数を乗じた株式数といたします。ただし、権利確定日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を除く。）、又は、権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を含む。）は、最終交付株式数に、当該退任日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））を乗じた額の金銭（本制度において、以下「最終支給金銭額」という。）を退任後一定期間内に支給いたします。

（最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定式）

最終交付株式数＝A) 基準交付株式数×B) 在任期間係数

最終支給金銭額＝最終交付株式数×取締役の地位の退任日の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））

#### A)基準交付株式数

各対象取締役における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものといたします。ただし、本制度の株式報酬の額の上限に鑑みて対象取締役に交付する基準交付株式数を減少させる必要が生じた場合は、合理的な範囲で調整いたします。

#### B)在任期間係数

在任期間係数＝在任した月数/役務提供期間に係る月数（12）

（注） 1. 在任した月数は役務提供期間の開始日である定時株主総会の日（以下「職務執行開始日」という。）を含む月の翌月から対象取締役が取締役の地位を退任した日を含む月までの月数とします。

2. 在任期間係数が1を超える場合は、1とします。

### （2）業績連動型譲渡制限付株式

対象取締役を支給対象とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与と、株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的に、業績評価期間中の業績目標達成度に応じて、株式にて譲渡制限付株式を交付するものです。本制度は2022年6月29日開催の第83期定時株主総会の決議により導入し、翌期以降の役員報酬に追加いたします。

本制度は、業績評価期間中の業績目標達成度に応じて、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社株式について、発行又は処分を受ける株式報酬制度です。その発行又は処分並びに

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

その現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、役職員等の地位を退任又は退職した直後の時点までの譲渡制限について定めた譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしたします。

本制度において各対象取締役に対して支給する株式数は、基準となる株式数（本制度において、以下「基準交付株式数」という。）に、業績目標の達成状況に応じて定められた係数（以下「業績目標達成係数」という。）を乗じた株式数を、業績評価期間終了後、権利確定日以後に交付いたします。ただし、権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を含む。）は、退任後一定期間内に金銭を支給いたします。

### ①本制度における金銭報酬債権の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度に基づき、対象取締役に対して最終的に交付される株式数（本制度において、以下「最終交付株式数」という。）に、1株当たりの払込金額を乗じた額といたします。

### ②最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定方法

最終交付株式数は、基準交付株式数に、業績目標達成係数を乗じた株式数といたします。ただし、権利確定日以後当社株式の発行又は処分の日までに、任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した場合（死亡による場合を含む。）は、最終交付株式数に、当該退任日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））を乗じた額の金銭（本制度において、以下「最終支給金銭額」という。）を支給いたします。

（最終交付株式数及び最終支給金銭額の算定式）

最終交付株式数＝A）基準交付株式数×B）業績目標達成係数

最終支給金銭額＝最終交付株式数×取締役の地位の退任日の当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値（ただし、当該退任日が交付取締役会決議日以後の場合、交付取締役会決議に基づく払込金額とする。））

#### A)基準交付株式数

各対象取締役における基準交付株式数は当社の取締役会において予め定めるものとしたします。ただし、本制度の株式報酬の額の上限に鑑みて対象取締役に交付する基準交付株式数を減少させる必要が生じた場合は、合理的な範囲で調整いたします。

#### B)業績目標達成係数

業績目標達成係数は、当社の第7次中期経営計画で定める環境指標（CO2 排出量削減（事業活動）及び CO2 排出量削減（建物使用段階）並びに GDP 気候変動スコア）を業績評価指標とし、業績評価期間（当初は第84期事業年度（2022年度））に係る確定した数値に基づいて、下表①～③に従って算出される業績目標達成度の係数を以下の算定式に基づき、算出いたします。

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

(業績目標達成係数の算定式)

業績目標達成係数={①CO2 排出量削減(事業活動(※1)) + ②CO2 排出量削減(建物使用段階(※2))} × ③CDP 気候変動スコア(※3)

※1 当社グループの事務所、工場、施工現場、事業用施設等におけるCO2 排出量

※2 当社グループが販売、開発した住宅や建築物の使用段階におけるCO2 排出量

※3 国際NPO「CDP」が世界14,000社以上の企業等を対象に調査するもので、気候変動への対応や戦略等について8段階で評価

(注) 業績目標達成係数が1を超える場合は、1とします。

①CO2 排出量削減(事業活動) 及び ②CO2 排出量削減(建物使用段階)

業績目標達成度	業績目標達成度の係数
100%以上	0.5
80%以上 100%未満	0.4
60%以上 80%未満	0.3
40%以上 60%未満	0.2
20%以上 40%未満	0.1
20%未満	0

③CDP 気候変動スコア

CDP スコア	業績目標達成度の係数
A	1.20
A-	1.10
B	1.00
B-	0.95
C	0.90
C-	0.85
D	0.80
D-	0.75

## コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

### 【持株ガイドラインについて】

当社は、株主との利益共有意識を醸成し、株主の利益を尊重した行動に資するため、持株会等を通じて役職員の自社株保有を推奨しています。特に、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に重要な役割を果たす経営者および経営者候補生については、以下のとおり持株ガイドラインを定め、原則として一定数以上の自社株を保有することとしています。

#### <持株ガイドライン>

当社取締役                   ：原則、就任から3年以内に当社株式を6,000株以上保有する  
 執行役員                    ：原則、就任から3年以内に当社株式を3,000株以上保有する  
 グループ会社取締役：原則、就任から3年以内に当社株式を2,000株以上保有する

以 上

#### (ご参考) 役員報酬項目と支給対象について

	基本報酬	賞与	株式報酬	
			事後交付型 譲渡制限付株式報酬	業績連動型 譲渡制限付株式報酬
業務執行取締役	○	○	○	○
社外取締役	○	—	—	—
監査役	○	—	—	—
(株主総会決議)	(取締役) 1996年6月27日開催 第57期定時株主総会 (監査役) 2019年6月25日開催 第80期定時株主総会	毎年	2022年6月29日開催 第83期定時株主総会	2022年6月29日開催 第83期定時株主総会
(備考)	退職慰労金を2005年6月29日開催の第66期定時株主総会にて廃止済			